

令和4年第4回

君津市農業委員会議事録

令和4年4月6日（水）

令和4年4月君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年4月6日（水）午後2時00分から午後3時24分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第 1 会期の決定
日程第 2 議事録署名委員の指名
日程第 3 議案第 1号から議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第16号から議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 報告第 1号から報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第 7号から報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第11号から報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番	鈴木	郁夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	4番	小笠原	武男
5番	笹木	幸恵	6番	宇野	真弘
7番	神子	純一	8番	石橋	定雄
9番	真板	徹	10番	田丸	三郎
11番	鳥海	純次	12番	江澤	康雄
13番	鈴木	清	14番	粕谷	定嗣

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長

永田 聡

次長

永嶌 一環

主任主事

江澤 俊太

上総事務所長

川名 勲

◎会長挨拶

会 長 皆さんこんにちは。御苦労さまでございます。

4月に入りまして、いろいろ暗い話題、ニュースばかり多いんですけども、やはり日本人といたしまして、年に1回の桜の花が咲いてこの新年度を迎えるというのは、やはりちょっと襟を正すような気持ちになるのかなというような思いがいたしております。

そうした中で、事務局のほうも、小人数な事務局にいたしましては結構大きな異動といたしますか、ございまして、誠に新鮮かつ心強いという感じもいたします。

我々農業委員、そして推進委員、そして事務局が一丸となりまして、特に最近は人・農地プラン、あるいは遊休農地の解消というような部分で、非常に数字を前に出しなさいという時に来ております。皆さんで力を合わせて、我々の業務を少しずつでもしっかりと前に進めてまいりたいというふうに思いますので、どうか皆様方の御協力を今後ともよろしくお願いを申し上げます。

◎諸般の報告

会 長 それでは、3月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

3月11日、令和3年度女性農業委員会活動推進シンポジウムがY o u T u b eで開催され、女性委員の皆さんが参加をいたしました。

3月31日、令和4年3月31日付退職者辞令交付式が君津市議会全員協議会室で行われ、私が出席をいたしました。

そして、4月1日、令和4年4月1日付事例交付式が君津市役所7階第一応接室で行われ、私が出席をいたしました。ちなみに、令和4年3月31日付の退職者が35人、令和4年4月1日付の採用者は49人、令和4年4月1日現在の職員数967人とのことでございます。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

農業委員会の総会は、農業委員会会議規則第17条に公開すると規定がされております。

本日は1名の方から傍聴の申出がありましたので、御了承を願います。

(傍聴人入室)

会 長 会議に先立ちまして、傍聴人の方には、会議を傍聴するに当たりまして、受付時にお渡ししてあります傍聴要領の会議の傍聴人の遵守事項等を守っていただき、会議の進行に

御協力をお願いいたします。

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年第4回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名をいたします。

1番、鈴木郁夫委員、5番、笹本幸恵委員の2名をお願いをいたします。

◎議案第1号ないし議案第14号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

常代地先の田2筆、面積2,996平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた6,632平方メートルの農地を経営し、農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第2号について説明します。

大山野地先の畑1筆、面積148平方メートルを、議案第3号の申請地と土地交換を行い、

所有権移転するものです。

申請理由として、自己所有地と思い管理していた申請地の土地交換を行い、実情に合わせるためです。

許可基準として、下限面積を超えた2万6,628.01平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第3号について説明します。

大山野地先の畑1筆、面積148平方メートルを、議案第2号の申請地と土地交換を行い、所有権移転するものです。

申請理由として、自己所有地と思い管理していた申請地の土地交換を行い、実情に合わせるためです。

許可基準として、下限面積を超えた8,324平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第4号について説明します。

大山野地先の田3筆、畑2筆、面積5,756平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、貸主は会社勤めにより管理できないため、借主は営農の研修先の近くで就農したいためです。

許可基準として、譲受人は新規に就農する法人ですが、代表取締役は近隣市で研修を受けた後、ほかの法人で栽培の経験があるため、技術等については問題ないと思われま

す。下限面積を超えた5,756平方メートルの農地の経営を予定し、農機具は剪定はさみ、手押し車、運搬車、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第5号について説明します。

泉地先の田1筆、面積2,029平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、親子間における農業経営委譲のためです。

許可基準として、下限面積を超えた6,579平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

中島地先の田1筆、面積741平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続で取得したが耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万6,141.51平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第7号について説明します。

宿原地先の田14筆、畑7筆、面積9,867平方メートルを売買により所有権移転するもので

す。申請理由として、譲渡人は耕作する農地を縮小したいため、譲受人は移住予定の宅地に隣接する農地を購入し、新規に就農したいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、一緒に耕作を行っていくものや、譲渡人から指導を受けながら営農していく予定とのことから、技術等は特に問題ないと思われま

す。下限面積を超えた9,867平方メートルの農地の経営を予定し、農機具はハーベスター、パイ

ンダー、もみすり機を所有しており、耕運機、軽トラックを導入する予定です。農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第8号及び議案9号は、借主が同一のため一括して説明します。議案第8号は浦田地先の田1筆、畑1筆、面積3,996平方メートルを、議案第9号は浦田地先の田4筆、面積2,170平方メートルをそれぞれ賃貸借するものです。

申請理由として、議案第8号及び第9号の貸主は相手方申出のため、借主は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万1,528平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、バックホー、フレールモア、スプレッダー、トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第10号について説明します。

向郷地先の田1筆、面積598平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地が遠く高齢でもあり、農地を手放したいため、譲受人は

隣接する空家を購入し、一体として管理したいためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、申請農地に附属する空家を購入し、将来的に移住予定とのことです。それまでの間は、通いにより耕作するとのことです。申請地は空家と同時に取得する場合は、別段の面積1アールと定めているため、下限面積要件は満たしております。農機具は草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われれます。

議案第11号について説明します。

広岡地先の田1筆、面積1,160平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた6,579平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われれます。

議案第12号及び第13号は、譲受人が同一のため一括して説明します。

議案第12号は、大戸見地先の田1筆、面積568平方メートル、議案第13号は大戸見地先の田1筆、面積542平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第12号及び第13号の譲渡人は、管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万5,846.91平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、ユンボ、草刈り機、運搬車を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われれます。

議案第14号について説明します。

笹地先の田4筆、面積3,192平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は会社勤めにより管理できないため、譲受人は営農の研修先の近くで就農したいためです。

許可基準として、本法人は新規に就農する市外の法人で、代表取締役は農作業のほか事務や販売等の農業業務を主に行い、現地で農作業に常時従事する者は、君津市内に在住の重要な使用人になります。代表取締役及び重要な使用人については、近隣市で研修を受けており、また、現在も相談や指導を仰げる体制にあるとのことで、技術等は問題ないと思われ、責任を持って耕作していくことも確認しております。

下限面積を超えた3,192平方メートルの農地の経営を予定し、農機具は剪定ばさみ、手押し車、運搬車、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第4号について、1番、鈴木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木郁夫です。

議案第1号について御説明します。

詳細は、ただいま事務局から説明があったとおりです。

申請地は、議案書別冊の1ページを御覧ください。

地図上の左上国道127号線常代交差点を超えて中島方面に向かいます。1キロメートルほど進みますと、地図上には表示がありませんが、今度新しくできた市道八重原線というのがございます。今月21日に開通予定ですが、そこの道を折れて500メートルほど進んだところが1筆、それとさらにその先に700メートルほど進んで、小糸川沿いに向かったところに1筆の、合計2か所となります。

3月26日15時に、譲渡人と、それから29日に譲受人の代理人とお会いしまして、内容を伺いました。譲渡人は電気工事を営んでいまして、所有農地を管理するのが高齢になって大変だということで、離農したいということで、今回この田んぼを現在担い手農家の〇〇が受託経営していまして、その方に譲渡するということでお話を進んだようです。

今回この名義人ですが、農作業の共同経営者となっております。今回この3号案件として問題点はないと思いますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、今度2号案件と3号案件、これは農地の交換ということで、併せて御説明したいと思います。

申請地は議案書別冊の2ページを御覧ください。

地図上の右上から下に向かう太い線が館山道です。その左側小さな丸Pというマークがありますが、これが周南公民館で、そこからさらに700メートルほど進みますと、左側に満願寺堂というのがありますけども、その下が今回の場所になります。

3月25日11時に代理人を尋ねましたけども、ちょっとこの経緯がよく分からないということでしたので、申請人の1人であります〇〇にお話を聞きました。当該農地は〇〇番地の

畑が5筆に分割されていまして、これがたまたま同一面積でした。それで、その間に〇〇番地というのがあるんですけども、その両サイドに交換となる土地がありまして、今回の〇〇の所有する、所有するというよりも管理していた土地ですね、その脇に墓地がございます。

この墓地の管理をするためにすぐ下の土地を自分の土地だということのようだったんですけども、先代からずっとこういうことで土地の管理をしていたと。ところが、実際の登記はそれぞれ登記と管理している人物が違うということが判明して、今回の登記簿上の農地の交換ということに至ったようなんですけども、これを今回の農業委員会の案件として登記の条件となるというような感じになっているようです。

形式上の問題だと思えますけども、農地の交換そのものが違法ということでないと思いますので、一応御審議のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

引き続きまして、議案第4号ですけども、地図上の中央、それから斜め下に館山道が走っています。上部の太くなったところがスマートインターで、その出口をさらに1キロメートルほど進んだ丸印が当該の場所になります。

3月の26日2時に、譲受人と譲渡人の、これはおばあさんですけども、お会いしまして、今回の農地賃貸借の内容を聞きました。譲受人は近隣でブルーベリー栽培の研修を受けていまして、これを実践するため、この農地を借り受けたということのようです。今回の代理人もこの事業と一緒に経営に携わるということで、ちょっと私も内容を聞きました。

期間が20年と長いんですけども、これはどういうことですかと聞きましたら、ブルーベリーの栽培収益が、20年ほどかからないと収益の償還ができないような内容でした。これくらいかかるでしょうというようなことでした。現在この2か所の農地は別々にあるんですけども、きれいに草刈りをされていまして、鳥獣害防止の柵を設けてきれいに管理されておりました。

以上、問題ないと思えますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、議案第5号について、3番、水野委員からお願ひします。

水野委員 3番、水野です。

第5号議案について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

3月31日、代理人と現地にて確認をいたしました。

場所は別冊4ページを御覧ください。

左手に太く通っているのが館山道です。下を通って泉方面に向かい、十字路を右折して荻

作君津線を下り、100メートルほど進み、左折して右側4番目の田んぼになります。

譲渡人と譲受人とは親子関係で、譲渡人は高齢で耕作を減らしていきたいとのこと。自宅より遠いこともあり、譲り渡すことにしたようです。譲受人も自宅からは遠いのですが、農機具を運ぶ車を持っていて、問題はないようです。田植えの準備も進んでいました。

特に問題はないと思われまます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第6号について、4番、小笠原委員からお願ひします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第6号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊5ページを御覧ください。

小糸川の共和橋の西方約1キロメートル付近に位置する田んぼであり3月26日、譲受人と電話しました。申請地は耕作されている土地で、譲受人は引き続き耕作していくので、何ら問題ないと思われまますので、よろしく御審議ください。

以上です。

続きまして、議案第7号について、9番、真板委員からお願ひします。

真板委員 9番、真板です。

議案第7号につきまして、現地調査の結果を説明させていただきます。

詳細は、ただいま事務局からの説明のとおりです。

去る3月27日、譲渡人と譲受人の立会いで現地確認を行いました。

申請地は、別冊6ページになります。

縦の太い線が国道410号線であります。少し左側のほうに三島神社とありますが、そちらに向かって500メートルほど入ったところが申請場所になります。

この土地は有機栽培を行っている場所で、21筆があるんですけども、それがそれぞれ3団地に分かれておりまして、一つ一つが地続きになっております。譲受人のほうは有機栽培を目指していたということで、希望した土地が見つかったということでもあります。譲渡人は転居するために、家屋や土地をそっくり譲受人のほうに譲渡するということで、譲受人は1人で移住して農業ということになりますけれども、雇い人を2人予定しておりまして、譲渡人もしばらくはお手伝いをするということでもあります。

新規参入のために有機農業技術や土壌菌、あるいはEM菌というのがあるそうですが、そ

の研修に行くということです。

特に問題はないと思われませんが、御審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第8号ないし第10号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案8号、9号について現地調査の結果について説明をいたします。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

3月24日、譲受人の代理人と打合せをしました。午後に説明を受けました。

場所は、別冊資料7ページにあります。

8号、9号議案は久留里線をまたいで6枚の田と畑、この畑と田は隣接しておりまして、借主は今畑として耕作している土地の隣にあります。借主は農業経営の規模拡大のために今回の申請になりました。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

続いて、議案第10号について、現地調査の結果について説明します。

3月25日、代理人と午後現地で会いました。

場所は別冊資料8ページにあります。

久留里教習所の手前を左に150メートル入った空家の横と後ろの土地です。譲渡人は遠方に住んでいて高齢のために管理できないので、譲受人が空家と隣接する農地を一体として管理したいとのことでした。譲受人は君津市外に在住ですが、将来君津市に移住を予定していると聞きました。

今回の申請で特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第11号ないし第13号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案番号第11号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別冊9ページ御覧ください。

中央に蛇行しているのは小櫃川でありまして、その脇を410号線が通っています。ちょうど410号の場所から、平山駅からちょうど1キロぐらいのところでありまして、そこが申請地です。

4月1日に代理人と現地で会ってお話を聞きました。譲渡人は高齢で居住地が遠く、耕作ができないということでありまして、引受人は農業経営の規模拡大のため、したいということでもあります。

特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

続いて、議案第12号、13号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別冊10ページを御覧ください。

これは引受人が同一人物なので、一緒にお願ひします。中央に蛇行しているのが小櫃川でありまして、左上のほうに旧松丘小学校がありまして、そこからちょうど1キロぐらいのところは現地でありまして、去年から今年にかけて、同じ引受人が何回も土地を取得しているところでもあります。

引受人は農業経営の規模拡大のため、特に問題はないと思いますので、審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして、議案第14号について、14番、粕谷委員からお願ひします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号14号について説明いたします。

申請内容の詳細については、事務局の説明のとおりです。

別冊11ページをお開きください。

図の上から下に主要地方道市原鴨川線が走っております。右下に黒で塗りつぶしてあるのが亀山ダム、申請地はその市原鴨川線から500メートルほど入ったところに位置しています。

3月25日、代理人と現地において申請内容について確認いたしました。

現地は休耕田となっていました。草刈りを行うなどして管理はされています。譲渡人は住まいが遠くにあり管理が大変であることから、処分するということでした。譲受人は東京に本社を置く農業法人で、本地を取得してブルーベリー栽培を行うとのことでした。

当日現地立会いした代理人はこの農業法人の社員で、ブルーベリー栽培の研修も受けており、また君津市内に在住しております。

特に問題ないと思われまますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願ひします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第15号

議長 長 日程第4、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

永寫次長 議案第15号について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

上地先の田11筆の一部、面積2,897.49平米を社会福祉施設へ転用します。

申請地は都市計画域外で、農地区分は第1種農地相当となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第33条第4号周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

申請地を敷地面積783.98平方メートル、建築面積136.08平方メートルの地域包括支援セン

ター及び敷地面積2,113.51平方メートル、建築面積678.42平方メートルの小規模多機能型介護施設へ転用したいとのことです。

用水は公営水道、雨水は集水桝を設け、土地改良区管理の排水路に放流、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、同じく土地改良区管理の排水路に放流します。君津市宅地開発事業指導要綱に基づく事前協議が必要であり、現在協議中です。

敷地面積に約70センチの盛土を行うため、君津市残土条例に基づく届出が必要であり、現在協議中です。

排水管接続のため、法定外公共物占有許可が必要であり、こちらは申請済みです。

工事中は、隣接地の間に防護ネットを設置し、防災を図ります。工事中の粉塵、ごみについては飛散防止ネットを設置し、工事中の車両の出入口等については交通誘導員を配置し、交通安全を図ります。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第15号について、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 3番、水野です。

第15号議案について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

場所は別冊5ページを御覧ください。

地図中央にあるパーラーニューチャンピオンの手前の通りが、県道164号線です。そこを左、右手にファミリーマート左折して、50メートルくらい行った左側になります。

この場所は、平成29年11月、11回総会の農地法第3条の規定による許可申請の議案第2号から7号の案件です。保留になり、12回の総会で許可となった場所になります。年数で4年と僅かです。

前回聞き取りした方と3月31日、現地にて話を聞きました。回覧でも回りましたが、市からの要請で君津市小糸・清和地域包括支援センターを建てるということで、この場所に建てることにしたようです。

建物ができるまで、仮に千葉信用金庫小糸出張所に事務所を設置しているようです。

センターを建てる場所の奥に、介護施設を建てる予定にもなっています。

農地を縦に建物を建てるようになり、隣の農地に日照の問題はなく、残る農地の測量も済

んでいます。農政課に水稻生産実施計画書の提出もすると話ししていました。

ですが、農地として譲り受けたのに、私は毎日のように通る道で、見る限り1年目は耕作をされていましたが、あとの3年間はあまり耕作をされている状態ではないままの、4年と僅かです。

12回総会で、農地として耕作する方が1人だけでは無理ということで、指導者をお願いしましたが、そのような状況でしたので、今回は残った農地を任される方として、上区で新規就農者の方へお願いをして、今後やってもらえることになりました。

現地にて耕作をしてくださる方と申請の代理の方と、現地確認で話し合いをしました。残された農地は必ず長い期間、農地として活用していただきたいと思います。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 　　ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

鈴木委員。

鈴木（郁）委員　1番、鈴木です。座ったまま申し訳ありません。

今回この9筆が一括4条案件として上がっているんですけども、この転用の形態、用途、転用施設というところに、包括支援センター及び小規模多機能型とありますけど、そもそも包括支援センターという、このセンターというのは、行政財産なんですか、それとも民間の施設なのか。

それと、小規模多機能型介護施設は、じゃ、今回この9筆をなぜ一括転用するのか、そこら辺がちょっとよく分からない。

議 長　　では、事務局。

永嶋次長　まず、2つの施設につきましては、民間の施設になります。

次に、農地の転用の何ですか、すいません。

鈴木（郁）委員　だからさっき言った包括支援センターというものが、そもそもどういう機能で誰の、今回の転用して建物を建てる、これが同一人物でなくて、私は行政財産の、行政組織のものかと思ったんです。それは今、信用金庫の跡地にあるわけでしょう。

永嶋次長　はい、現在仮事務所があります。

鈴木（郁）委員　うん、だから、じゃ、それはそこでいいんじゃないですか。

（「そのままでも」「そのままでもいいのでは」と呼ぶ者あり）

永寫次長 いいんではないかと、そういう御意見ということですね。

鈴木（郁）委員 うん。これ地目変更するために、何か一つ公共事業的なものとか行政財産的なものとか、何かネーミングというか名称が、非常に許認可の得やすいようなつくり方を醸し出しているんですよ。全くこれ民間開発ですよ。

永寫次長 はい、そのとおりです。

鈴木（郁）委員 何か行政が後押しして、私のところにも同じような事例があって、保育所の新設というのが去年あったんですよ。そのとき、うちの近くのところに申請があったんですけど、これは子供の育児というのかな、何か児童、幼稚園とは違うんですね、行政管理がね、厚生労働省のほうか。幼稚園は文科省の。だから所管業務が違うんだけど、それは市が保育園の統合するためにその場所を探したと。

でも、実際開発行為するのは民間なんです。それが堂々と農振地域から除外されて、どんどん進んでいったんです。それ、私は何でここ、転用も開発もできない場所じゃないですかと言ったら、いや、簡単にできましたというその開発行為者の言い分だった。

これも子供じゃないんだけど老人介護、そういう特殊性な社会福祉の名目上で、何か支援センターとかとネーミングすると、これはもうどんどん行政手続上推進したほうがいいんじゃないかというムードを醸し出している。

永寫次長 今回転用を認められる理由としての、農地法施行規則第33条の4号で、周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するものについては転用ができるという規定がありますので、そういう理由で。

鈴木（郁）委員 当然補助金があるでしょうから、多分市のほうの、こういう施設開発行為をするに当たってね。推進なり助成なりするんじゃないかと思えますけど。だから、ちょっとここまで上がってきちゃうと、我々もちょっと反対しづらいんだけど、先ほどから言っている手続上の問題としては一旦リセットしたほうがいいんじゃないですかというのが、私も同じに。

永寫次長 そういう御意見ということで承ればよろしいでしょうか。

議長 ほかにございますか。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

小糸地区代表として、この地区を農振地区の会議のときに、この案件とは直接は、同じ場所なんですけどまたちょっと違うんですけど、経緯として皆さんに説明しておきたいんです

けども。

〇〇というこの近くの病院がありまして、その、本来ならここ、ほかの場所は農振地区として農地として使っていかなければいけない網掛けがされていまして、それを病院の改築の増築の用地として、一時的にそこを使いたいということで農振地区から除外されたという経緯がまずあって、その後、そこが開発されるだろうということで、誰も手を付けずに何も触らなく、遊休農地として変化していったと。先ほど水野委員が言ったように、そこを社会福祉法人が所有権を取得して、農作業をしながら福祉事業をしたいということで、転用が認められたというのが経緯です。

先ほどの意見のリセットというところなんですけども、本来であれば農振地区除外、網を外すときの理由とは違う形で網が外されて、その後にもた耕作するということと、あんまり耕作されずに今回の包括支援センターを建てたいという流れになっているのが、僕も個人的には、一度〇〇の移転先として始まったこの案件というかこの土地の流れを、一度移転先ではなくて包括支援センターを建てるための網を外すという、一度リセットというか、今までの流れを断った上で、ここに包括支援センターを建てることは別にいいことというか、今後必要になるんだと思うので、別にそのことに対しては何とも思わない、いいと思うんですけど。

ただ、今まで嘘じゃないですけど、本来僕たちが農業委員で許可した内容とは別の形で次々に許可が下りていくということがどうなのかなというのが、疑問に残っています。僕もここまで来てしまっている案件なので、何か今さら拒否というか、どうこうするものでもないような気もするんですけど、意見として一度リセットしたほうがいいんじゃないかなという、止めたほうがいいんじゃないかなという意見です。

議 長 小糸地区のこの案件でございますけど、ほかの地域でもちょっとよく御理解できない部分があるかと思えます。もしあれでしたら、遠慮なく質問等、意見等聞かせてください。その後に採決をしたいと思えますので。

何かございますか。

神子委員。

神子委員 ちょっと何か非常に問題が複雑で、聞いていてもよく理解できなかったものですか、自分の頭を整理をするためにもちょっと。

最初、〇〇の増築ということで農振除外を。

(「建て替えるの」「建替え」と呼ぶ者あり)

永瀧次長 移転と聞いております。

神子委員 移転、農振の除外という話ですよ。そこまではいいわけですよ。

宇野委員 そうですね、そのときは僕は委員でも何でもなかったのです。

神子委員 なかったんですか。

宇野委員 はい。

神子委員 その後に、〇〇から次にこの今繰り返しのなっていますが、社会福祉施設という
ことで、社会福祉法人、これが出てきたわけですよ。

宇野委員 そうですね。本来なら、今ですと目的が果たされなかった場合にもう一度網を、農
振地区に戻すというふうに話をしているそうなんです。でも当時の農業委員は、それを話と
いうか、そういうことをしない方針というんですか、しないそうなんです。

その今までの前期の農業委員のときは、網を戻すという作業はしていなかったらしいんで
すけど、前回、ちょっと正確な日にちは分からないんですけど、今はその目的以外のもの
に対し目的が果たされなかった、許可したときの要件でない、満たされなかったら、農振地区
に戻すそうです。

神子委員 それを主張しているわけですよ。

宇野委員 でも、それが昔のことだから戻さなくていいというか、そのとき言っていないから
分からないんですけど、今は戻すような仕組みになっているそうです。

神子委員 その時点時点で、今の話だと適用の方法が一貫してないじゃないかという、そうい
うふうに受け止めていいんですか。

宇野委員 そうですね。

神子委員 農振の除外についても、何か去年の10月だか、一定の期間がありましたよね。こ
の間は申請できますよと。これまで11月までやらないと云々だという話が、何かちょっと
農業委員会のほうの責任というところもあるんですけど、そういう問題とは違って、要する
に過去の経過を見ると、そのときそのときの判断がいかがなものかなという、そういう受止
め方で。

宇野委員 いやいや違う、そのときの判断はいいと思うんです。ただ、判断した内容とは違う
形で使われることが。

神子委員 そこが問題になってくると。

宇野委員 許可とは別。そのときに初めから包括支援センターと言って網を外してあれば、何
の問題もなかった、考える必要もないと思うんですけど。前回というか、水野委員が気にし

ていた3条で所有権を取得したときの計画ともまた違っているので、変更に次ぐ、でも農振地区の除外と農地の所有権はまた別の話なので、何か一緒に考えがちなんですけど、でも僕もそこはちょっと腑に落ちない部分はあるんですけど。

神子委員 なるほど。時間的な経過がある中で、また建てる建物もいろいろ違ってきた中で、正直会長、事務局として、この辺どんなふうに整理されたんですかね。

永鷲次長 農振のほうの除外ということは、計画変更で認められたというところから申請が来ております。ですので、上がっている時点での農振農用地の計画変更が認められている上で、先ほどの理由が立つというところから、この総会にお諮りしているという次第です。

議 長 水野委員。

水野委員 3番、水野です。

先ほど70センチの盛土ということで、今申請を出しているということでしたけれども、それは許可出そうな感じですか。

永鷲次長 現在協議中であるということだけ伺っておりまして、許可が下りるといふあれはまだちょっと聞いていないです。

水野委員 ありがとうございます。

議 長 あと、計画変更というのはどういう段取りで行われたわけですか。病院は一応撤退という状況ですよ。そこから。

永鷲次長 病院のほうについては、撤退は考えていないと。チャンスがあれば病院をとというふうなお考えはあるようです。

議 長 もしそうであれば、この土地をほかに使っちゃってよろしいんですか。必要な面積を確保したものだと思えますけど。

永鷲次長 必要な面積、そうですね。それについては質問して、その面積がなくなるということですから、計画から外れるということですけども、それについては計画は全部諦めていないんだというまでしか伺っていません。その足りない分の計画というのは、ちょっと聞いていないという状況です。

議 長 で、計画変更したということは、でも病院は諦めたわけではないと。その計画変更って、誰がどうして進めるものなんですか。諦めたんなら分かります。

永鷲次長 計画の変更の申請については〇〇のほうから出ている、病院の同意をとって〇〇が出しているものです。

議 長 同意をとって。ここは問題ないわけですね。

永寫次長 はい。

議 長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木（郁）委員 9筆は約2,897平米、これが元の開発全体の農地の3分の1ぐらい。そうですよね。それで、全体は先ほど言った、もう私の知っている限りは病院の建替えというのは、もう15年から20年ぐらい、そんなたたないか、15年以上はたっていると思う。ちょっと金銭面の関係で挫折したんですよ。

これが、先ほど水野委員が言った3条移転しているんですね。要するに、病院建替えの取得と、今の名義人とは農地の3条移転をしていると思うんです。3条移転しているにかかわらず、農業経営をしていないんですよ。だからそこに問題が一つある。

それを今度は、さっきの計画変更だというけども、病院の移転計画じゃないんですね、これ。病院は売却しちゃっているわけですから、移転も計画変更もないんです。もうその段階で挫折しているんですよ。だから、これはあくまでも現行の開発ということで、計画変更じゃ私はないと思います。自分の土地に新たな開発をすると、今の名義人の話。ずっと尾を引きずっているみたいけども、農地はもう転売されちゃっていて、権利移転されているわけですから、前の計画性が継続しているわけじゃないんですよ。私はそう思いますけど。

議 長 そういうことでよろしいんですか。

永寫次長 権利の異動については、元の地主さんから3条で、今現状の所有者さんに権利が異動しているので、その間に病院の経営云々というのは携わりはないです。

鈴木（郁）委員 ないですね。だから計画変更じゃないということだ。

永寫次長 計画変更は農振農用地だけの話ですので、この開発行為については特にはないです。

鈴木（郁）委員 病院の移転という話から全く関係ない話。

議 長 いろいろ意見出ておりますけど。

鈴木（郁）委員 包括支援センターというの、市の行政上の問題点として何かバックアップ、政策的にそれこそ支援しているんですか。社会部じゃないから分からないんでしょうか。

永寫次長 事業者を市が認定して、その事業者さんがこういう事業をやっていくというような、ざっくりばらんに言うとそんな感じになるんですかね。

鈴木（郁）委員 これだって行政がバックアップしているんですよ。

永寫次長 そうですね、はい。

鈴木（郁）委員 だから、私がちょっと話した子供の保育園の設置計画が去年あったんですけど、それも全然農業振興地域の中に計画があったんです。だけどそれはもう自動的に市が後

押ししていますからということで、どんどん用地買収を始めていったんですけど、これもだから似たような感じですね。

計画変更というけども、実際には社会福祉事業という、さっき言ったちょっと、非常に開発行為を支援するような感じのバックアップしそうな感じのネーミングと開発行為になっているというふうに思われます。

永瀧次長 実際支援している状況です。

議長 長 どうでしょう、ほかにございませんか。

(発言する者なし)

議長 長 それでは、質問、意見、これ以上ないようでございますので、議案15号について採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 長 賛成7の過半数をもちまして、許可相当の意見を付して知事に送付をするということにいたします。

◎議案第16号ないし議案第25号

議長 長 日程第5、議案第16号ないし第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第16号について御説明いたします。

豊英地先の田1筆、514平方メートル、田1筆640平方メートル、計1,154平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル286枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、整地のみで行います。

用排水計画は、雨水排水のみで、自然浸透となっております。

工事中はフェンスを設置し、周辺に危険、迷惑が及ばないようにします。周辺の農地への日当たりに影響がないよう、架台設計しています。経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第17号及び18号は同一事業ですので、一括して御説明いたします。

向郷地先の田 3 筆、面積2,925平米を、賃貸借権設定により駐車場及びイベント用地へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第 1 種農地相当となります。本来、第 1 種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第 3 3 条第 1 号都市住民の農業の体験や、都市・農村間の地域間交流を図るために設置される施設に該当すると考えられます。

駐車スペースは、芝草のまま出入口のみ砕石等で整備します。

用排水計画は雨水排水のみで、自然浸透となっております。

土砂、砕石等の飛散防止のため、ネットや衝立を利用して防止を図ります。また、行為による流出・流入防止のため、計画地周辺に土のうを設けます。

資材搬入の際の車両の出入りに関しては、警備員等を配置して事故防止に努めます。

議案第 1 9 号について説明します。

芋窪地先の田 1 筆、616平方メートルを、賃貸借権設定により直売所の駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第 1 種農地相当となります。本来、第 1 種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第 3 3 条第 1 号都市住民の農業の体験や、都市・農村間の地域間交流を図るために設置される施設に該当すると考えられます。

用排水計画は雨水排水のみで、自然浸透となっております。

土砂、砕石等の飛散防止のため、ネットや衝立を利用して防止を図ります。また、行為による流出・流入の防止のため、計画地周辺に土のうを設けます。

資材搬入の際の車両の出入りに関しては、警備員等を配置して事故防止に努めます。

議案第 2 0 号について説明します。

広岡地先の田 1 筆、833平方メートルを、所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第 2 種農地相当となります。

現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル240枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、整地のみを行います。

用排水計画は雨水排水のみで、自然浸透となっております。

設置後は定期的に除草作業を行います。経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第 2 1 号ないし第 2 3 号は同一事業のため、一括で説明します。

広岡地先の畑 4 筆、1,304平米を、所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル240枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、整地のみで行います。

用排水計画は雨水排水のみで、自然浸透となっております。

設置後は定期的に除草作業を行います。経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第24号について説明します。

笹地先の畑1筆、1,226平米を、所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル296枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、整地のみを行います。

用排水計画は雨水排水のみで、自然浸透となっております。

強風等で、パネルが飛散しないよう、風速38メートルまで耐える施工方法をとるなど、被害対策には万全を期します。経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第25号について御説明いたします。

笹地先の畑1筆、1,609平米を、地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル264枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、整地のみを行います。

用排水計画は雨水排水のみで、自然浸透となっております。

工事中は火気使用施設器具、電気設備器具等の管理を徹底します。また、近隣への粉塵防止、前面道路を工事車両が占有する場合は誘導員を現地に置き、事故防止に努めます。経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第16号について、9番、真板委員からお願いします。

真板委員 9番、真板です。

議案第16号について、現地調査の結果を説明させていただきます。

詳細はただいま説明があったとおりでございます。

去る3月の30日、譲渡人が体調不良ということで、電話で確認させていただきました。
譲受人と立会いを行いまして、現地確認を行いました。

申請地は別冊12ページを御覧ください。

太いグレーの場所が豊英ダムです。このダムの堤防を渡って200メートルほど入った場所
が申請地になります。この道路は、結果的には行き詰まりの道路でございます。過去には県
民の森がサイクリングロードとしてつくった道路でございます。

この土地は十数年間休耕地となっております。隣接地が2筆耕作されておりますけれど
も、同意はされております。また、近くには補助金を使わない電気柵が設置されております。

日当たりも良く、問題はないと思っておりますけれども、御審議のほどよろしくお願ひします。
議長 続きまして、議案第17号ないし第19号について、12番、江澤委員から願ひし
ます。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第17号、18号について現地調査の結果について説明をいたします。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

3月25日に申請人と現地で会いました。

場所は別冊資料8ページにあります。

上総教習所というのがありまして、それを久留里方面へ1キロ先を右に入り、150メー
トル行った、17号の2枚の田と18号の1枚の田、これは隣接地です。

譲受人は、イベント広場の駐車場への転用ということですが。

今回の申請は、特に問題はないと思っておりますので、よろしく御審議をお願いします。

続きまして、議案19号について御説明します。

3月25日、代理人と現地で会い、説明を受けました。

別冊8ページにあります。

イレブンオートキャンプがありますけど、その先、300メートルぐらい先の右側の田です。
10台ぐらいの駐車場に転用したいということですので、譲渡人は高齢のため、今回の申請に
なりますが、特に問題はないと思っておりますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第20号ないし第23号について、13番、鈴木清委員から願ひ
します。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第20、21、22、23号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙13ページを御覧ください。

中央に上総松丘駅がありまして、そこから下のほうに行きまして500メートルぐらいのところですか。なかなか連絡がとれなくて、昨日代理人と現地でお会いしまして、話を聞きました。譲渡人は高齢であり、農地を手放したいため、現地はちょっと歩いてみましたが、日当たりも悪いようなところですけど、引受人が太陽光発電設備をつくるということですので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 続きまして、議案第24号ないし第25号について、14番、粕谷委員からお願ひします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号第24号について説明をいたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

別冊11ページをお開きください。

申請地は先ほど説明した議案番号の14号の場所から、100メートルほど入ったところに位置しております。

3月27日、代理人と現地において申請内容について確認いたしました。

現地は農地半分ほど竹が生い茂る耕作放棄地となっていました。譲渡人は、管理が大変なことから今回の事となりました。譲受人は千葉県内に本社を置き、県内各地で太陽光発電事業を展開している法人で、申請地に太陽光発電を設置するものであります。

設置については、隣接する農地所有者への確認を有しており、特段の異議もないということです。

特に問題はないと思われまますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

続いて、議案番号25号について説明をいたします。

申請内容の詳細については、事務局説明のとおりです。

別冊14ページをお開きください。

ちょっと印刷が薄くて見づらいかもしれませんが、主要地方道市原鴨川線の片倉橋から50メートルほど入ったところに位置しております。

3月26日、代理人と現地において申請内容について確認をいたしました。

譲渡人は、申請地周辺はイノシシなど有害鳥獣により農作物が荒らされることから、以前から草刈りのみを行い、耕作をしていないとのことでした。生産性のない農地を有効活用す

るため、太陽光発電施設に転用することです。

譲受人は、神奈川県に本社を置き、君津市内各地に太陽光発電事業を展開している法人で、申請地に太陽光発電施設を設置するものであります。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎報告第1号ないし報告第16号

議長 日程第6、報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に

ついて、報告第7号ないし第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第11号ないし第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第16号について質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等がないようですので、報告第1号ないし報告第16号を終わります。

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和4年第4回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第5回農業委員会総会は、令和4年5月9日月曜日、6階災害対策室、この部屋でございます。開催する予定ですので、よろしくお願いをいたします。

(午後3時24分)